

## 高浜発電所 3、4 号機の運転上の制限の逸脱について

2022 年 10 月 30 日

関西電力株式会社

高浜発電所 3 号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力 87 万キロワット、定格熱出力 266 万キロワット）は定格熱出力一定運転中、高浜発電所 4 号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力 87 万キロワット、定格熱出力 266 万キロワット）は第 24 回定期検査中、本日 5 時 18 分から 3 号機 A 非常用ディーゼル発電機の定期的なターニング※<sup>1</sup>を実施しました。ターニング完了後、ターニングギアが外れなくなり同発電機を自動起動できなくなったため、同日 6 時 00 分に保安規定の運転上の制限※<sup>2</sup>を満足していない状態にあると判断しました。

現在、原因について、調査を行っています。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

- ※1：非常用ディーゼル発電機の停止中において、ディーゼル機関内の油潤滑を行うため、定期的に主軸を別のモーターを用いて回転させる作業。
- ※2：高浜発電所 3 号機において、保安規定第 74 条にモード 1～4 の期間、ディーゼル発電機 2 基が動作可能であることが求められている。また、高浜発電所 4 号機において、保安規定 85 条にモード 1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、他号炉である 3 号機のディーゼル発電機 2 基が動作可能であることが求められている。

以 上